

規制改革推進会議

農林ワーキング・グループご説明資料

平成30年10月30日

農林水産省

ドローンで使用可能な農薬の拡大に向けた取組

① ドローンで使用できる「使用方法」の拡大

ドローンで使用できる農薬を拡大するため、ドローンの散布性能を踏まえ、昨年12月、使用方法が「散布」で登録されている農薬については、ドローンでもそのまま使用できることを通知で明確化。

農薬の使用法のうち、「湛水散布」「落水散布」「茎葉散布」「雑草茎葉散布」で登録されている農薬は、ドローンで使用できないとの指摘。

【先端技術の情報提供】

- 「散布」以外で登録されている農薬についても、**的確に散布可能※**であれば、ドローンを散布機器の一つとして選択することは**制限していない**。

〔 ※ 例えば、「雑草茎葉散布」では、畑で農作物に農薬がかからないよう、雑草の茎葉だけに散布するには、特殊なノズルが必要。 〕

一方で、次々と開発される**ドローンの農薬散布性能を農業者等が常時把握することは困難**なため、**個別機種**の農薬散布技術について、メーカーの要望があれば、中立的な立場で評価・確認し、**分かりやすく情報提供**する仕組みを検討。

【ドローンによる農薬散布の推進】

- 「湛水散布」、「落水散布」等で登録されている農薬を対象として、農家が安心してドローンでの農薬散布を適切に行うことができるよう、**農水省において必要な注意事項を定め、ドローンでの使用を更に進めていく**。

② 農薬の「希釈倍数」の変更

希釈倍数変更の適用拡大登録にコストがかかるため、ドローンで利用できる農薬の種類が増えないとの指摘。

- 現在、ドローンに利用できる農薬を早期に拡大できるよう、ドローンに適した**高濃度・少量散布に必要な薬害試験や残留試験の簡略化**等について、**平成30年度中の結論を目途に検討を進めている**ところ。